

さいたま市投票所整理券等印刷・出力・封入封緘業務
(県議・市議)

仕様書

さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課

(総則)

第1条 本仕様書は、さいたま市（以下「甲」という。）と業務受託者（以下「乙」という。）との間に締結する業務委託について適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、投票所整理券等を印刷した後、封入封緘関連作業をし、迅速かつ効率的な選挙事務を達成できるようにすることを目的とする。

(仕様の適用)

第3条 本仕様書に定めのない事項は、甲と乙との協議の上、決定する。

2 本仕様書に明記のない事項であっても、業務遂行上当然必要と認められる事項については、仕様の範囲とする。

(業務の概要)

第4条 業務の範囲は、以下のとおりとする。

(ア) 委 託 業 務 名 さいたま市投票所整理券等印刷・出力・封入封緘業務（県議・市議）

(イ) 業 務 の 内 容 別紙特記仕様書による。

(ウ) 業務委託期間 契約日から令和9年4月16日まで

(資料の貸与)

第5条 本業務遂行にあたり、甲が所有し業務に利用できる資料は貸与するものとする。この場合、借用リストを甲に提出し、業務完了とともに速やかに返却するものとし、資料等の複写や目的外での使用は禁止する。

(資料の作成等)

第6条 乙は、甲の要請があったときは、中間報告として資料を作成する。

(秘密保持)

第7条 乙は、本業務の遂行によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(打合せ及び議事録)

第8条 乙は、業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また、業務中にも緊密な連絡をとり積極的に目的達成に努めるものとする。また、打合せ事項及び協議を実施したときは、その会議録を作成し甲に提出しなければならない。

(作業計画)

第9条 乙は、契約後速やかに作業計画書を作成し、甲に提出して承諾を得るものとし、作業計画書には、業務内容、工程必要事項を記入するものとする。

(提出書類)

第10条 乙は、本業務に必要な甲が定める書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、甲の承認を受けること。

(1) 業務着手時

(ア) 工程表

(イ) その他必要な書類

(2) 業務完了時

(ア) 業務完了届

(技術者)

第11条 乙は、業務の円滑な進行を図るため、十分な経験を有する技術者を配置し、甲と緊密な連絡と協議を行い業務に支障のないようにする。

(納品場所)

第12条 納品場所は、別紙特記仕様書による。

さいたま市投票所整理券等印刷・出力・封入封緘業務（県議・市議）

特記仕様書

1 業務概要

（１）さいたま市（以下「甲」という。）と業務受託者（以下「乙」という。）との間に締結する埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙整理券等作製に係る印刷、出力、封入封緘関連業務は、甲が指定したインターフェイスにより提供するデータを乙が準備するプレ印刷帳票で印字した後に甲の確認を受け、投票所整理券等の帳票を印刷する。

（２）上記（１）で印刷した帳票を、乙が作製した窓開き封筒に世帯毎あるいは選挙人毎に封入封緘する。その後、指定の日時までに所定の市内の各郵便局及びさいたま市役所・さいたま市各区役所へ納品する。

（３）上記（１）（２）の作業の外、バーコード出力、行政区あるいは投票区ごとの可変項目出力、投票所案内地図データの印刷及び軽微な修正、封入後の引き抜き作業、帳票の出力に関する問合せ対応等も含む。

なお、本仕様書に示す業務スケジュールは、いずれも埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の選挙期日決定前の目安であり、実際の業務スケジュールについて契約後別途協議する。

2 用語

（１）「甲」と「乙」

発注者であるさいたま市を「甲」とし、業務受託者を「乙」とする。

（２）「投票所整理券」と「選挙のお知らせ」

選挙人名簿上の表示がない通常の選挙人（市内居住者）へ送付する案内を「投票所整理券」とし、選挙人名簿上の転出表示者に対し送付する案内を「選挙のお知らせ」とする。

（３）「窓開き封筒」

宛名帳票及び投票所整理券又は選挙のお知らせを封入封緘するためのものをいう。

（４）「宛名帳票」

選挙人に投票所整理券又は選挙のお知らせを送付するために窓開き封筒に同封するもので、投票所整理券用については世帯ごとに、選挙のお知らせ用については選挙人ごとに印字するものをいう。

（５）「行政区」と「投票区」

甲における西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区を「行政区」とし、各行政区内を指定の区域ごとに分けたもの（西区１９か所、北区２５か所、大宮区２２か所、見沼区２８か所、中央区２２か所、桜区１８か所、浦和区２９か所、南区３３か所、緑区２３か所、岩槻区２８か所。）を「投票区」とする。

（６）「市内の各郵便局」

「市内の各郵便局」とは日本郵便株式会社の「さいたま新都心」・「岩槻」・「大宮」・「大宮西」・「さいたま中央」の５か所の郵便局をいう。

3 窓開き封筒の作製

(1) 概要

甲が提供する資材を基にデザイン案を作成の上、指定する期日までに複数回の校正を行い、終了後に封筒を作製する。

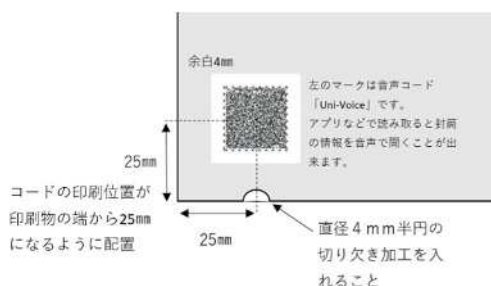
(2) 作製部数等

- ① 2箇所窓開き封筒（投票所整理券 郵便区内特別） 645,000部
- ② 2箇所窓開き封筒（投票所整理券 料金後納） 2,550部
内訳は再交付用2,550部（再交付用内訳は市選管用50部、区選管用250部×10区）
- ③ 2箇所窓開き封筒（選挙のお知らせ 料金後納） 10,050部
内訳は通常送付分が7,000部、再交付用が3,050部（再交付用内訳は市選管用50部、区選管用300部×10区）

(3) 作製上の注意点

- ① サイズ等については、別紙「帳票レイアウト」に準じて作製すること。
- ② 色・文言・文字の大きさ等については甲の指示に従うこと。また、第一種定型郵便物として送付できるよう関係法令等に反しないこと。
- ③ 封筒の外側から内側が透けないよう、内側に飾りを施し、透け防止の処理を行うこと。
- ④ 封筒裏面の指定位置に音声コード（Uni-voice）を印刷すること。
- ⑤ 音声コードの右部に次のキャプションを入れること。
「左のマークは音声コード「Uni-Voice」です。アプリなどで読み取ると封筒の情報を音声で聞くことができます。」
- ⑥ 印刷する音声コードは、甲の原稿により乙が作成すること。
- ⑦ 音声コードの中心位置が、印刷物の端から25mmとなるように配置すること。
- ⑧ 音声コードの下部に、直径4mmの半円の切り欠き加工を施すこと。
- ⑨ 乙による読み取りテストを行うこと。
- ⑩ 乙は実際の印刷に使用する用紙に音声コードを印刷したサンプル品を甲に提出し、甲の確認を受けた後に、本印刷を開始すること。
- ⑪ その他の詳細は、下記図のとおりとする。
- ⑫ 窓開き部分のフィルムにはリサイクル材料を50%以上使用し、ごみへ廃棄するときにフィルム部分を分別しないで燃えるごみで処分できること。また、素材についてはできる限り環境に配慮したものをを使用すること。
- ⑬ 封緘部分は水のり等を使用し、甲が容易に封緘できるよう施すこと。
- ⑭ 用紙については晒クラフト80g/m²、2つ窓とすること。
- ⑮ 封筒裏面に市特設ホームページを案内する二次元コードを掲載すること。
- ⑯ 各種再交付用資材については、甲が指定した場所・部数・期日・方法で納品すること。

図



4 宛名帳票用紙の作製

(1) 概要

甲が提供した原稿を基に指定する期日までに複数回の校正を行い、校了後に宛名帳票用紙を作製する。

(2) 作製枚数等

- | | | |
|---|-------|----------------|
| ① 宛名帳票用紙（投票所整理券） | フルカラー | 6 4 5, 0 0 0 枚 |
| ② 宛名帳票用紙（選挙のお知らせ） | フルカラー | 7, 0 0 0 枚 |
| ③ 再交付用宛名帳票用紙（投票所整理券） | フルカラー | 2, 7 0 0 枚 |
| 内訳は市選管用 2 0 枚×1 0 区、区選管用 2 5 0 枚×1 0 区 | | |
| ④ 再交付用宛名帳票用紙（選挙のお知らせA） | フルカラー | 2, 2 0 0 枚 |
| 内訳は市選管用が 2 0 枚×1 0 区、区選管用 2 0 0 枚×1 0 区 | | |
| ⑤ 再交付用宛名帳票用紙（選挙のお知らせB） | フルカラー | 1, 2 0 0 枚 |
| 内訳は市選管用が 2 0 枚×1 0 区、区選管用 1 0 0 枚×1 0 区 | | |

(3) 作製上の注意点

- ① 別紙「帳票レイアウト」に準じて作製すること。
- ② 色・文言・文字の大きさ等については甲の指示に従うこと。また、第一種定型郵便物として送付できるよう関係法令等に反しないこと。
- ③ 用紙については上質紙 7 0 k g を使用することとし、データ項目やバーコードの出力にも適したものを使用するとともに、できる限り環境に配慮したものを使用すること。
- ④ 再交付用資材については作成後に、甲が指定した場所・枚数・期日・方法で納品すること。

5 投票所整理券用紙と選挙のお知らせ用紙の作製

(1) 概要

甲が提供した原稿を基に指定する期日までに複数回の校正を行い、校了後に投票所整理券用紙を作製する。

(2) 作製枚数等

- | | | |
|--|-------|-------------------|
| ① 投票所整理券用紙 | フルカラー | 1, 1 2 5, 0 0 0 枚 |
| ② 選挙のお知らせ用紙 | フルカラー | 7, 0 0 0 枚 |
| ③ 再交付用投票所整理券用紙 | フルカラー | 2, 7 0 0 枚 |
| 内訳は市選管用 2 0 枚×1 0 区、区選管用 2 5 0 枚×1 0 区 | | |
| ④ 再交付用選挙のお知らせ用紙 | フルカラー | 2, 7 0 0 枚 |
| 内訳は市選管用 2 0 枚×1 0 区、区選管用 2 5 0 枚×1 0 区 | | |

(3) 作製上の注意点

- ① 別紙「帳票レイアウト」に準じて作製すること。
- ② 色・文言・文字の大きさ等については甲の指示に従うこと。また、第一種定型郵便物として送付できるよう関係法令等に反しないこと。
- ③ 用紙については上質紙 7 0 k g を使用することとし、データ項目やバーコードの出力にも適したものを使用するとともに、できる限り環境に配慮したものを使用すること。
- ④ 再交付用資材については、甲が指定した場所・枚数・期日・方法で納品すること。

6 再交付用投票所整理券等地図シールの作製

(1) 概要

甲が提供した原稿を基に指定する期日までに複数回の校正を行い、校了後に再交付用投票所整理券等に添付するための地図シールを作製する。

(2) 作成枚数等

再交付用投票所整理券等地図シール フルカラー 2, 2 2 3 枚

内訳は1シートにつき9枚の地図シール×247投票区（該当の区選管に納品）

(3) 作成上の注意点

- ① 規格はタテ5. 5 c m×ヨコ8. 7 4 c mの案内図を作製する。
- ② 原稿のファイル形式はP D F形式とし、色数はフルカラーとする。
- ③ 校正は最低1回行う。
- ④ 再交付用資材については、甲が指定した場所・枚数・期日・方法で納品すること。

7 啓発用紙の作製

(1) 概要

甲が提供した原稿を基に指定する期日までに複数回の校正を行い、校了後に啓発用紙を作製する。

(2) 作製枚数等

① 啓発用紙作製 両面フルカラー 6 5 2, 0 0 0 枚

② 再交付用啓発用紙作製 両面フルカラー 5, 7 0 0 枚

内訳は市選管用200枚、区選管用550枚×10区

(3) 作製上の注意点

- ① 色・文言・文字の大きさ等については甲の指示に従うこと。また、第一種定型郵便物として送付できるよう関係法令等に反しないこと。
- ② 用紙については上質紙70k gを使用することとし、できる限り環境に配慮したものを使用すること。
- ④ 再交付用資材については、甲が指定した場所・枚数・期日・方法で納品すること。

8 データ提供について

(1) 提供媒体

名簿データ及び投票所案内地図データについては、DVD 媒体もしくはLGWAN 接続によるファイル転送で甲が提供する。

(2) 名簿データ

ア ファイル形式

CSV ファイル（可変長）

イ 文字コード

Unicode UTF-8

ウ 文字フォント

「行政事務標準当用明朝」（I V S実装&後方互換P U P実装版）を使用する。

※国の方針等により利用するフォントの変更が必要となった場合は、甲と協議のうえ対応する

こと。

(3) 投票所地図データ

ア ファイル形式

イラストレータ形式もしくはPDF形式

(4) 投票所テーブル、宛名帳票裏面テーブル

ア ファイル形式

Excel ファイル

(5) 処理件数（見込み）

① 宛名打出し件数（投票所整理券）	6 4 5, 0 0 0 件
② 宛名打出し件数（選挙のお知らせ）	7, 0 0 0 件
③ 投票所整理券打出し件数	1, 1 2 5, 0 0 0 件
④ 選挙のお知らせ打出し件数	7, 0 0 0 件
⑤ 啓発用紙打出し件数	6 5 7, 7 0 0 件
⑥ 封入封緘作業	6 5 2, 0 0 0 件

(6) データ提供日及び場所

令和8年3月16日（火）に甲が乙にさいたま市選挙管理委員会において提供予定。

9 作業内容

(1) 出力作業

① 甲が提供するインターフェイスによる名簿データにより、各種帳票へ必要項目を印字する。

i. 投票所整理券宛名帳票用紙（市内分）

【表面】郵便番号、世帯内有権者全員の氏名と住所、カスタマーバーコード、投票区番号、区選挙管理委員会名、区選挙管理委員会郵便番号、区選挙管理委員会所在地、区選挙管理委員会電話番号及びFAX番号を出力、印字する。

【裏面】当該世帯が属する行政区ごとに別途指定の文言や期日前投票所案内地図及び臨時期日前投票所案内地図を印刷する。

ii. 投票所整理券用紙（市内分）

【表面】選挙人ごとに出力し、選挙人氏名、行政区、投票区番号、抄本頁、抄本行番号、名簿対照用バーコード（バーコードの作成に関する注意点は「(7) その他」を参照。以下同じ。）、投票所名（赤字で出力のこと）、投票所所在地及び投票所案内地図を印字する。

【裏面】行政区名、名簿対照用バーコード及び当該選挙人住所を印字する。

iii. 選挙のお知らせ宛名帳票用紙（市外分）

【表面】郵便番号、選挙人氏名と住所、カスタマーバーコード、投票区番号、区選挙管理委員会名、区選挙管理委員会郵便番号、区選挙管理委員会所在地、区選挙管理委員会電話番号及びFAX番号を出力、印字する。

【裏面】固定文言のみ。

※インターフェイスからの可変データ印字無し。

iv. 選挙のお知らせ用紙（市外分）

【表面】選挙人氏名、行政区、投票区番号、抄本頁、抄本行番号、名簿対照用バーコード、投票所名（赤字で出力のこと）、投票所所在地及び投票所案内地図を印字する。

【裏面】転出前住所、宣誓書宛名を印字する。

※データ項目の編集、出力項目詳細については、甲と乙にて協議することとする。

- ② 期日前投票所案内地図、臨時期日前投票所案内地図及び投票所案内地図の出力については、甲が提供する原図（イラストレータ形式もしくはPDF形式）を使用すること。また、名称の変更等軽微な修正は甲の指示のもと、乙で行うこと。
- ③ データ出力後、乙は直ちに甲が提供するデータ件数と出力件数を突合し、その結果を甲へ報告すること。なお、出力件数に相違が生じる場合は甲の指示を仰ぐこと。

（２）封入封緘作業

出力した宛名帳票用紙、投票所整理券、選挙のお知らせ、啓発用紙を断裁し、投票所整理券については世帯単位で名寄せして封入封緘すること。なお、世帯単位に名寄せする時は、提供データ内における当該同一世帯内の並び順は変更しない（＝世帯内構成順位はデータ項目で保持していないため、この構成順位がずれないようにする。）こと。

選挙のお知らせについては、選挙人ごとに封入し封緘すること。

投票所整理券、選挙のお知らせいずれにも啓発紙を三つ折りにして封入封緘すること。

（３）エラー回送作業

（１）で出力された項目に出力可能桁数超過による文字切れ、住所項目から郵便番号が特定できないなどのエラーが生じた場合は、各区選挙管理委員会に令和８年３月２６日（金までにエラー品を納品すること。また、エラー件数及びその事由について甲及び各区選挙管理委員会へ報告すること。

（４）引き抜き作業

- ① （２）で処理したものの中から、甲が指定した者の属する世帯の封筒を引き抜く。
- ② 引き抜き対象となる者は、世帯番号・宛名番号等を甲が指定する書式で送付する。
- ③ 引き抜き作業は１回行う。引き抜き依頼日としては、令和８年３月２３日（火）とする。
- ④ 引き抜きしたものについては、令和８年３月２６日（金）までに封緘された状態で甲が指定した場所へ持参又は指定日に必ず納品できる方法で納品する。

（５）納品

- ① （３）及び（４）で処理した以外の投票所整理券は、市内の各郵便局へ令和８年３月２６日（金）の１４時までに区内特別郵便として納品すること。
- ② ①のうち重量又は件数により区内特別郵便の要件を満たさない投票所整理券は、さいたま新都心郵便局へ令和８年３月２６日（金）の１４時までに料金後納郵便として納品すること。
- ③ （３）及び（４）で処理した以外の選挙のお知らせは、さいたま新都心郵便局へ令和８年３月２６日（金）の１４時までに料金後納郵便として納品すること。
- ④ 市内の各郵便局における検査に使用するため、各郵便物の重量がわかる内訳票データを作成し市内の各郵便局に提出すること。なお、内訳票データの形式及び記載事項等はさいたま新都心郵便局に確認を受けたものとする。
- ⑤ 市内の各郵便局に送致する際は、郵便局ごとの差出件数を事前に甲へ連絡し、甲が用意する差出票により送致すること。
- ⑥ 各郵便局への納品スケジュールを事前に甲へ連絡し、各郵便局へ納品後は直ちに連絡すること。

（６）帳票の出力に関する問合せ対応

甲が帳票の出力に関する問合せを行った場合には、乙は速やかに回答すること。

（７）その他

- ① 名簿対照用バーコードについては、期日前不在者投票・投票受付システム運用業務受託者と事前に読み取り確認を行うこと。
- ② （１）出力作業については、甲が提供するインターフェイスによる名簿データ（本番デー

タ)を渡す前にテストデータ(投票所整理券の全件分と1投票区1世帯抽出分の各データ)を乙へ提供し、乙は本番環境で全件データの取り込みや1投票区1世帯分の宛名帳票・投票所整理券のテスト印刷を行うこと。テスト印刷をした結果については甲が指定する場所へ指定期日までに納品すること。

- ③ 甲が提供するインターフェイスによる名簿データ(本番データ)等、個人情報を含むデータの送付及び受領について、乙は情報の漏洩・紛失等がないよう管理を徹底し、事前に甲の了解を得た方法で行うこと。
- ④ 乙は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

10 再交付用資材の納品方法等について

再交付用資材は次のとおりさいたま市役所・さいたま市各区役所へ納品すること。

内容物	納品日
①窓空き封筒(投票所整理券 料金後納)	令和8年3月25日(木)
②窓空き封筒(選挙のお知らせ 料金後納)	
③宛名帳票用紙(投票所整理券)	
④宛名帳票用紙(選挙のお知らせA)	
⑤宛名帳票用紙(選挙のお知らせB)	
⑥投票所整理券用紙	
⑦選挙のお知らせ用紙	
⑧投票所整理券等地図シール(区のみ)	
⑨啓発用紙	

11 連絡先等の提出について

契約期間中は不測の事態等に対応できるよう、乙の連絡先等を甲へ提出すること。

12 その他納品物について

本契約において作成した次のデータについて、電子媒体で2部、甲へ提出すること。なお、甲へ完了報告を行う日までに提出するものとし、画質の劣化がないものとする。

- ① 窓空き封筒各種
- ② 宛名帳票用紙各種(印字前のもの)
- ③ 投票所整理券用紙及び選挙のお知らせ用紙各種(印字前のもの)
- ④ 再交付用投票所整理券等地図シール
- ⑤ 啓発用紙

1 3 納品先について

さいたま市選挙管理委員会及び各区選挙管理委員会の所在地等（納品先）は次のとおり。

委員会名	郵便 番号	所在地	T E L	F A X	E メールアドレス
さいたま市 選挙管理委員会	330- 9588	さいたま市浦和区 常盤 6 丁目 4 番 4 号	(048) 829-1773	(048) 829-1994	senkyo@city.saitama .lg.jp
さいたま市西区 選挙管理委員会	331- 8587	さいたま市西区 西大宮 3 丁目 4 番 2 号	(048) 620-2614	(048) 620-2760	nishiku-somu@city.s aitama.lg.jp
さいたま市北区 選挙管理委員会	331- 8586	さいたま市北区 宮原町 1 丁目 852 番地 1	(048) 669-6014	(048) 669-6160	kitaku-somu@city.sa itama.lg.jp
さいたま市大宮区 選挙管理委員会	330- 8501	さいたま市大宮区 吉敷町 1 丁目 124 番地 1	(048) 646-3014	(048) 646-3160	omiyaku-somu@city.s aitama.lg.jp
さいたま市見沼区 選挙管理委員会	337- 8586	さいたま市見沼区 堀崎町 12 番地 36	(048) 681-6014	(048) 681-6160	minumaku-somu@city. saitama.lg.jp
さいたま市中央区 選挙管理委員会	338- 8686	さいたま市中央区 下落合 5 丁目 7 番 10 号	(048) 840-6014	(048) 840-6160	chuoku-somu@city.sa itama.lg.jp
さいたま市桜区 選挙管理委員会	338- 8586	さいたま市桜区 道場 4 丁目 3 番 1 号	(048) 856-6124	(048) 856-6270	sakuraku-somu@city. saitama.lg.jp
さいたま市浦和区 選挙管理委員会	330- 9586	さいたま市浦和区 常盤 6 丁目 4 番 4 号	(048) 829-6018	(048) 829-6233	urawaku-somu@city.s aitama.lg.jp
さいたま市南区 選挙管理委員会	336- 8586	さいたま市南区 別所 7 丁目 20 番 1 号	(048) 844-7124	(048) 844-7270	minamiku-somu@city. saitama.lg.jp
さいたま市緑区 選挙管理委員会	336- 8587	さいたま市緑区 大字中尾 975 番地 1	(048) 712-1124	(048) 712-1270	midoriku-somu@city. saitama.lg.jp
さいたま市岩槻区 選挙管理委員会	339- 8585	さいたま市岩槻区 本町 3 丁目 2 番 5 号 ワッツ東館 4 階	(048) 790-0116	(048) 790-0260	iwatsukiku-somu@cit y.saitama.lg.jp

投票所整理券用封筒(表面)案

選挙特設ホームページのQRコードを作成して入れる
<https://www.saitama-senkyo.com/>

投票速報・開票速報を
選挙特設ホームページ
(<https://www.saitama-senkyo.com/>)
から確認できます。



投票速報 午前 9 時頃から
開票速報 午後 10 時頃から

選 挙

料金後納
郵便

郵便区内特別

SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA
SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAITA

投票所整理券を**世帯ごと**に**同封**しています。
すぐに**開封**し、中をご確認ください。

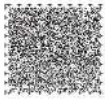
投票所整理券用封筒(裏面)案

投票所整理券が紛失等でお手元にない場合でも、選挙人名簿
の登録が確認されれば、投票することができます。



さいたま市選挙キャラクター

期日前投票のお知らせ
投票日に仕事や旅行などで投票に行けない方は、
期日前投票所で投票することができます。
詳しくは中をご覧ください。

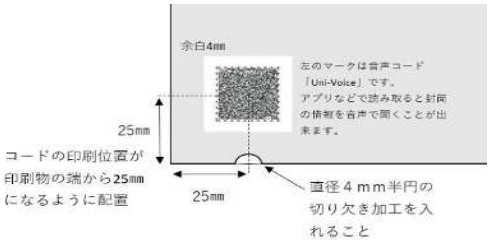


左のマークは音声コード
「Uni-Voice」です。アプリな
どで読み取ると封筒の情報を
音声で聞くことができます。

窓フィルム
リサイクル
マーク

音声コードを作成し
挿入する

音声コードの位置



選挙のお知らせ用封筒（表面）案

選挙特設ホームページのQRコードを作成して入れる
<https://www.saitama-senkyo.com/>

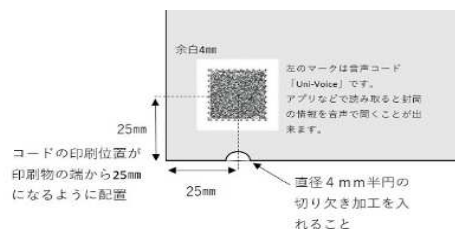
投票速報・開票速報を 選挙特設ホームページ (https://www.saitama-senkyo.com/) から確認できます。  投票速報 午前 9 時頃から 開票速報 午後 10 時頃から	選 挙 料金後納 郵便 ～お願い～ さいたま市からの選挙のお知らせです。 すぐに開封し、中をご確認ください。 SAITAMA CITY SAITAMA CITY SAI TAMA CITY SAITAMA CITY SAI TAMA CITY SAITAMA CITY SAI TAMA CITY SAITAMA CITY SAI TAMA CITY SAITAMA CITY SAI
--	--

選挙のお知らせ用封筒（裏面）

選挙のお知らせが紛失等でお手元にない場合でも、選挙人名簿 の登録が確認されれば、投票することができます。	
 さいたま市選挙キャラクター  左のマークは音声コード 「Uni-Voice」です。アプリな どで読み取ると封筒の情報を 音声で聞くことができます。	不在者投票のお知らせ さいたま市から転出された方は、現在お住まいの市区町 村の選挙管理委員会で投票することもできます。 手続きに日数がかかりますので、至急、投票用紙等の請 求をしてください。 窓フィルム リサイクル マーク

音声コードを作成
し挿入する

音声コードの位置



帳票レイアウト
投票所整理券宛名(表面)

XXX-XXXX (XXXXX)

さいたま市
宛名住所1
宛名住所2

世帯員1漢字氏名
世帯員2漢字氏名
世帯員3漢字氏名
世帯員4漢字氏名
世帯員5漢字氏名
世帯員6漢字氏名
世帯員7漢字氏名
世帯員8漢字氏名

カスタマーバーコード

投票時間：午前7時から午後8時まで

表紙

帯は区の色とすること

※この用紙は投票所整理券ではありません。

同封の『投票所整理券』は、令和9年〇月〇日現在で調製し、投票の
手続きを円滑に行えるように発送しています。
ご自分のお名前が記載された『投票所整理券』を確認して投票所へお
持ちください。

埼玉県議会議員一般選挙
さいたま市議会議員一般選挙

投票日：令和9年4月〇日（日）

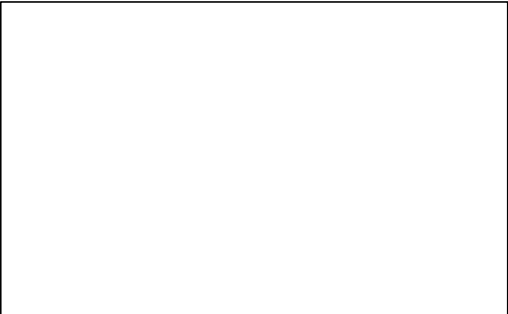
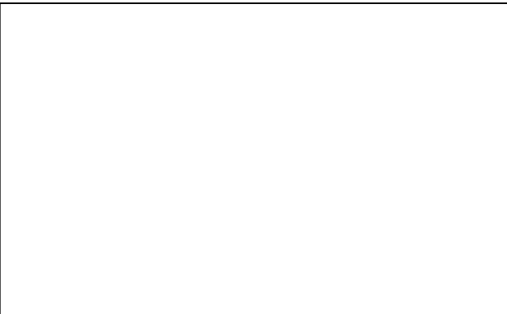
問い合わせ先
〒X-8-X
N-19-N
N-19-N
TEL X-13-X
FAX X-13-X

投票所整理券宛名(裏面)

期日前投票のお知らせ

投票日当日に仕事や旅行等で投票所へ行くことができない方は、期日前投票をすることができます。投票所整理券裏面の宣誓書(兼請求書)に氏名・生年月日等をご記入の上、期日前投票所へお持ちください。

なお、区役所のほかに臨時期日前投票所を開設しています。どちらでも投票できますが、**期間と時間が異なります**のでご注意ください。

場所	●●区役所 (●●●●●●)	(臨時)●●●●●●●● (●●●●●●)	(臨時)●●●●●●●● (●●●●●●)
期間	4月○日(土)から4月○日(土)まで	4月○日(土)から4月○日(土)まで	4月○日(木)から4月○日(土)まで
時間	午前8時30分から午後8時まで	午前●●時から午後●時まで	午前11時から午後7時まで
案内図	 (●●区●●町X-X-X)	 (●●区●●町X-X-X)	 (●●区●●町X-X-X)

注意事項



投票所整理券(表面)

区の色とすること

投票所整理券 (NN区)

この投票所整理券を、投票の際にお持ちください。

N-----漢字氏名(25)-----N 様



投票区 - 頁 - 行
XXXXX - XXXXX - XX

受 付 名簿対照			投票用紙 交 付	県	市
-------------	--	--	-------------	---	---

投票日当日に投票所へ行くことができない方は…

投票日の前に期日前投票をすることができます。
詳しくは、裏面(期間・時間等については表紙裏面の『期日前投票のお知らせ』)をご覧ください。

※ この投票所整理券は、令和9年〇月〇日現在で調製し、発送しています。
※ 投票所が変更されている場合がありますので、必ず右図をご確認ください。

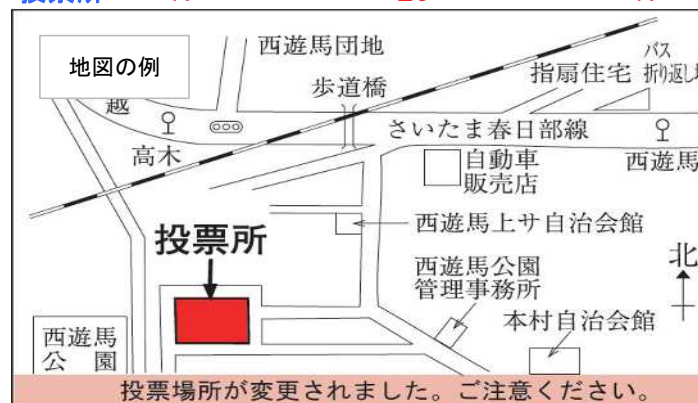
埼玉県議会議員一般選挙(N 区)
さいたま市議会議員一般選挙(N 区)

投票日 令和9年4月〇日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

所在地 N-----19-----N

投票所 N-----20-----N



※ 投票日当日は、こちらの投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

投票所整理券(裏面)

- 期日前投票をする方は、右の宣誓書にご記入の上、期日前投票所へお持ちください。期日前投票所の場所等については、**表紙裏面の『期日前投票のお知らせ』**をご覧ください。
- 選挙期間中に出張などで他の市区町村に滞在されている方や埼玉県内の他の市町村に住所移転された方は、お近くの市区町村選挙管理委員会でも不在者投票をすることもできます。この場合、**投票用紙等の郵送に相当の日数がかかりますので**、至急、区選挙管理委員会へ「郵便」又は「電子申請を利用したオンライン請求」のいずれかの方法により、投票用紙等の請求手続きをしてください。詳しくは、[選挙特設ホームページ](#)でご確認ください。
- 投票する前に埼玉県内の他の市町村に住所移転された方は埼玉県議会議員一般選挙のみ投票できます。その場合、投票時に**引き続き埼玉県内に住所を有することの確認(※)**を受けるか、又は、いずれかの市区町村長が発行する**『引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書』**を提示する必要があります。
(※) 期日前投票(又は不在者投票)を行うため、確認を希望する場合は、右記の宣誓書(兼請求書)により確認の申請ができます。その際は、「現住所及び連絡先電話番号」欄にある「☐引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を申請します。」の☐にレ印を記入してください。
また、投票日当日に投票をする場合は、別途確認申請書の記入が必要になりますので、投票所で申し出てください。
- 投票する前にさいたま市内の他区へ住所移転された方は埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の投票ができます。その場合、上記の確認又は証明書の提示は必要ありません。
- 投票する前に埼玉県外の市区町村に住所移転された方は、埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の投票はできません。
- 詳しくは、区選挙管理委員会へお問い合わせいただくか、[選挙特設ホームページ](#)(URL <https://www.saitama-senkyo.com/>)をご覧ください。
- 投票出来るのは本人のみであり、家族や友人が代わりに投票することはできません。



宣誓書(兼請求書)

私は、令和9年4月〇日執行の埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の当日、以下のいずれかの事由に該当する見込みであることを公職選挙法施行令第49条の8(第52条)の規定により宣誓します。(併せて投票用紙等の交付を請求します。)

(宛先)
さいたま市〇〇区期日前投票所投票管理者
さいたま市〇〇区選挙管理委員会委員長

		令和9年	月	日
(ふりがな)				
氏 名				
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
選挙人名簿に記載されている住所	住所1(宣誓書用住所) 住所2(宣誓書用住所)			
現住所及び連絡先電話番号	* 上記住所と同じときは記入の必要はありません。 ☐ 引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を申請します。			

期日前(不在者)投票事由

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ・ さいたま市内の他区又は埼玉県内の他市町村へ住所移転
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

投票所整理券再交付宛名(表面)

※この用紙は投票所整理券ではありません。

同封の『投票所整理券』は、令和9年〇月〇日現在で調製し、投票の手続きを円滑に行えるように発送しています。
ご自分のお名前が記載された『投票所整理券』を確認して投票所へお持ちください。

埼玉県議会議員一般選挙
さいたま市議会議員一般選挙

投票日：令和9年4月〇日(日)

問い合わせ先

〒X---8---X

N-----19-----N

N-----19-----N

TEL X-----13-----X

FAX X-----13-----X

投票時間：午前7時から午後8時まで

表紙

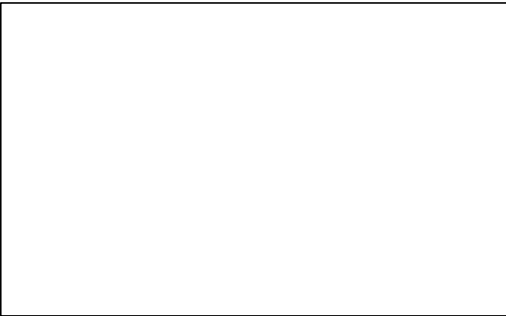
帯は区のカラーとすること

投票所整理券再交付宛名(裏面)

期日前投票のお知らせ

投票日当日に仕事や旅行等で投票所へ行くことができない方は、期日前投票をすることができます。投票所整理券裏面の宣誓書(兼請求書)に氏名・生年月日等をご記入の上、期日前投票所へお持ちください。

なお、区役所のほかに臨時期日前投票所を開設しています。どちらでも投票できますが、**期間と時間が異なります**ので、ご注意ください。

場所	●●区役所 (●●●●●●)	(臨時)●●●●●●●● (●●●●●●)	(臨時)●●●●●●●● (●●●●●●)
期間	4月○日(土)から4月○日(土)まで	4月○日(土)から4月○日(土)まで	4月○日(木)から4月○日(土)まで
時間	午前8時30分から午後8時まで	午前●●時から午後●時まで	午前11時から午後7時まで
案内図	 (●●区●●町X-X-X)	 (●●区●●町X-X-X)	 (●●区●●町X-X-X)

注意事項



投票所整理券再交付(表面)

区のカラートすること

投票所整理券 (NN区)

この投票所整理券を、投票の際にお持ちください。

投票区 - 頁 - 行
XXXXXX - XXXXXX - XX

受 名簿対照	付	投票用紙 交	紙付	県	市
-----------	---	-----------	----	---	---

投票日当日に投票所へ行くことができない方は・・・
投票日の前に期日前投票をすることができます。
詳しくは、裏面(期間・時間等)については表紙裏面の『期日前投票のお知らせ』
をご覧ください。

※ この投票所整理券は、令和9年〇月〇日現在で調製し、発送しています。
※ 投票所が変更されている場合がありますので、必ず右図をご確認ください。

埼玉県議会議員一般選挙(N 区)
さいたま市議会議員一般選挙(N 区)

投票日 令和9年4月〇日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで
所在地 N-----19-----N
投票所 N-----20-----N

別添地図をご参照ください。

※ 投票日当日は、こちらの投票所以外では投票できません
ので、ご注意ください。

投票所整理券再交付(裏面)

- 期日前投票をする方は、右の宣誓書にご記入の上、期日前投票所へお持ちください。期日前投票所の場所等については、**表紙裏面の『期日前投票のお知らせ』**をご覧ください。
- 選挙期間中に出張などで他の市区町村に滞在されている方や埼玉県内の他の市町村に住所移転された方は、お近くの市区町村選挙管理委員会ですら投票をすることもできます。この場合、**投票用紙等の郵送に相当の日数がかかりますので**、至急、区選挙管理委員会へ「郵便」又は「電子申請を利用したオンライン請求」のいずれかの方法により、投票用紙等の請求手続きをしてください。詳しくは、[選挙特設ホームページ](#)でご確認ください。
- 投票する前に埼玉県内の他の市町村に住所移転された方は埼玉県議会議員一般選挙のみ投票できます。その場合、投票時に**引き続き埼玉県内に住所を有することの確認(※)**を受けるか、又は、いずれかの市区町村長が発行する『**引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書**』を提示する必要があります。
(※) 期日前投票(又は不在者投票)を行うため、確認を希望する場合は、右記の宣誓書(兼請求書)により確認の申請ができます。その際は、「現住所及び連絡先電話番号」欄にある「☐引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を申請します。」の☐にレ印を記入してください。
また、投票日当日に投票をする場合は、別途確認申請書の記入が必要になりますので、投票所で申し出てください。
- 投票する前にさいたま市内の他区へ住所移転された方は埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の投票ができます。その場合、上記の確認又は証明書の提示は必要ありません。
- 投票する前に埼玉県外の市区町村に住所移転された方は、埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の投票はできません。
- 詳しくは、区選挙管理委員会へお問い合わせいただくか、[選挙特設ホームページ](#)(URL <https://www.saitama-senkyo.com/>)をご覧ください。
- 投票出来るのは本人のみであり、家族や友人が代わりに投票することはできません。

宣誓書(兼請求書)

私は、令和9年4月〇日執行の埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の当日、以下のいずれかの事由に該当する見込みであることを公職選挙法施行令第49条の8(第52条)の規定により宣誓します。(併せて投票用紙等の交付を請求します。)

(宛先)
さいたま市〇〇区期日前投票所投票管理者
さいたま市〇〇区選挙管理委員会委員長

		令和9年		月	日
(ふりがな)					
氏 名					
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	
選挙人名簿に記載されている住所					
現住所	* 上記住所と同じときは記入の必要はありません。				

期日前(不在者)投票事由

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ・ さいたま市内の他区又は埼玉県内の他市町村へ住所移転
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

選挙のお知らせ宛名(表面)

×××-××××

宛名住所1

(XXXXX)

宛名住所2

漢字氏名

カスタマーバーコード

埼玉県議会議員一般選挙

投票日：令和9年4月〇日（日）

投票時間：午前7時から午後8時まで

表紙

帯は区の色とすること

投票の方法については、裏面をご参照ください。

あなたは、さいたま市から埼玉県内他市町村に住所移転されましたが、さいたま市の選挙人名簿に登録されていますので、**新住所地の選挙人名簿に登録されない限り**、さいたま市において**埼玉県議会議員一般選挙のみ**投票することができます（さいたま市議会議員一般選挙は投票できません。）。

登録の有無を新住所地の選挙管理委員会に確認してください。

なお、投票する前に埼玉県外に住所移転した場合は、埼玉県議会議員一般選挙、さいたま市議会議員一般選挙ともに投票できませんのでご注意ください。

※ 同封の『選挙のお知らせ』は、令和9年〇月〇日現在で調製し、発送しています。

問い合わせ先

〒X---8---X

N-----19-----N

N-----19-----N

TEL X-----13-----X

FAX X-----13-----X

選挙のお知らせ宛名(裏面)

投票の方法

次のうち、いずれかの方法で投票することができます。ただし、**新住所地の選挙人名簿に登録された場合又は埼玉県外に住所移転された場合は投票できません。**

●投票日当日に投票をする方法

同封の『**選挙のお知らせ**』をお持ちの上、**4月〇日(日)午前7時から午後8時まで**の間に、該当するさいたま市の投票所(同封の『**選挙のお知らせ**』に記載)にお越しいただき、**引き続き埼玉県内に住所を有することの確認(※)**を受けるか、又はいずれかの市区町村長が発行する『**引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書**』を提示して投票してください。

【投票日当日に投票所へ行けない方】

●名簿登録されているさいたま市の区役所などで期日前投票をする方法

同封の『**選挙のお知らせ**』をお持ちの上、該当する区役所などの期日前投票所にお越しいただき、**引き続き埼玉県内に住所を有することの確認(※)**を受けるか、又はいずれかの市区町村長が発行する『**引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書**』を提示して投票してください。なお、期間等については、選挙特設ホームページ(<https://www.saitama-senkyo.com/>)をご参照いただくか、表面に記載のある区選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票日の3日前ごろから前日までの期間は、期日前投票所が大変混雑する傾向があります。特に投票日に悪天候が予想されるなどの場合は、さらに混雑することが予想されます。期日前投票を予定している方は、お早めに投票してください。

●お近くの市区町村選挙管理委員会で不在者投票をする方法

同封の『**選挙のお知らせ**』裏面に記載された方法で投票してください。なお、**この場合は、投票用紙等の郵送に日数がかかりますので、至急、請求してください。**

(※) 投票日当日に投票をする場合は、別途確認申請書の記入が必要になりますので、投票所で申し出てください。また、期日前投票をする場合は、『**選挙のお知らせ**』裏面の宣誓書が確認申請書を兼ねていますので、こちらをお持ちください。(いずれの場合も、確認のためのお時間がかかります。)

選挙のお知らせ(表面)

選挙のお知らせ (NN区)

投票所にお越しになる場合は、この『選挙のお知らせ』をお持ちください。

N — — — — 17 — — — — — — — — — — N



投票区	-	頁	-	行
XXXXX	-	XXXXX	-	XX

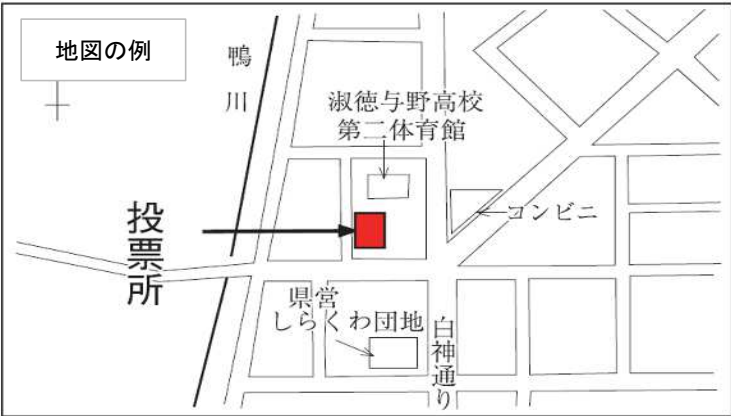
受付 名簿対照			投票用紙 交付	県
------------	--	--	------------	---

投票日当日に投票所へ行くことができない方は・・・
投票日の前に期日前投票や不在者投票をすることができます。
詳しくは、裏面及び表紙裏面の『投票の方法』をご覧ください。

※ この『選挙のお知らせ』は、令和9年〇月〇日現在で調製し、発送しています。

埼玉県議会議員一般選挙 (N 区)

投票日 令和9年4月〇日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで
所在地 N — — — — — 19 — — — — — — — — — — N
投票所 N — — — — — 20 — — — — — — — — — — N



※ 投票日当日は、こちらの投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

選挙のお知らせ(裏面)

お近くの市区町村選挙管理委員会 で不在者投票をする方法

お近くの市区町村選挙管理委員会
で不在者投票をする場合は、次の要領に従って投票してください。
この場合、投票用紙等の郵送に相当の日数がかかりますので、至急、区選挙管理委員会へ「郵便」又は「電子申請を利用したオンライン請求」のいずれかの方法により、投票用紙等の請求手続きをしてください。
オンライン請求の詳細は、選挙特設ホームページ(<https://www.saitama-senkyo.com/>)でご確認ください。

なお、新住所地の選挙人名簿に登録された場合又は埼玉県外へ住所移転された方はさいたま市では投票できません。

郵便の場合は、右記の宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入し、不在者投票請求先のさいたま市の区選挙管理委員会へ送付してください。
オンライン請求の場合は、選挙特設ホームページをご覧ください。



引き続き埼玉県内に住所を有することが確認できたら、請求に基づき、現在のお住まいへ投票用紙等を送付します。



「不在者投票場所」や「投票できる日時」をご確認のうえ、届いた投票用紙等を持って、お近くの市区町村選挙管理委員会
で不在者投票を行ってください。



投票した市区町村の選挙管理委員会から、さいたま市の区選挙管理委員会へ投票用紙等が送付されます。

宣誓書(兼請求書)

(兼引き続き埼玉県内に住所を有することの確認申請書)

私は、令和9年〇月〇日執行の埼玉県議会議員一般選挙の当日、以下の事由に該当する見込みであることを公職選挙法施行令第49条の8(第52条)の規定により宣誓します。
(併せて投票用紙等の交付を請求します。)(併せて引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を申請します。)

(宛先) さいたま市〇〇区選挙管理委員会委員長
さいたま市〇〇区期日前投票所投票管理者

令和9年 月 日

(ふりがな)	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現 住 所 (現在お住まいの所)	〒 _____
連絡先電話番号	— —
不在者(期日前)投票事由	・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事 ・用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在 ・疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容 ・さいたま市内の他区又は埼玉県内の他市町村へ住所移転 ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難
さいたま市での住所	住所1(宣誓書用住所) 住所2(宣誓書用住所)

選挙のお知らせ再交付宛名(表面)

投票の方法については、裏面をご参照ください。

あなたは、さいたま市から埼玉県内他市町村に住所移転されましたが、さいたま市の選挙人名簿に登録されていますので、**新住所地の選挙人名簿に登録されない限り**、さいたま市において**埼玉県議会議員一般選挙のみ**投票することができます(さいたま市議会議員一般選挙は投票できません。)

登録の有無を新住所地の選挙管理委員会に確認してください。

なお、投票する前に埼玉県外に住所移転した場合は、埼玉県議会議員一般選挙、さいたま市議会議員一般選挙ともに投票できませんのでご注意ください。

埼玉県議会議員一般選挙

投票日：令和**9**年**4**月**○**日(日)

投票時間：午前**7**時から午後**8**時まで

表紙

帯は区の色とすること

問い合わせ先

〒X---8---X

N-----19-----N

N-----19-----N

TEL X-----13-----X

FAX X-----13-----X

選挙のお知らせ再交付宛名A版(裏面)

投票の方法

次のうち、いずれかの方法で投票することができます。ただし、**新住所地の選挙人名簿に登録された場合又は埼玉県外に住所移転された場合は投票できません。**

●投票日当日に投票をする方法

同封の『**投票所整理券**』をお持ちの上、**4月〇日(日)午前7時から午後8時まで**の間に、該当するさいたま市の投票所(同封の『**投票所整理券**』に記載)にお越しいただき、**引き続き埼玉県内に住所を有することの確認(※)**を受けるか、又はいずれかの市区町村長が発行する『**引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書**』を提示して投票してください。

【投票日当日に投票所へ行けない方】

●名簿登録されているさいたま市の区役所などで期日前投票をする方法

同封の『**投票所整理券**』をお持ちの上、該当する区役所などの期日前投票所にお越しいただき、**引き続き埼玉県内に住所を有することの確認(※)**を受けるか、又はいずれかの市区町村長が発行する『**引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書**』を提示して投票してください。なお、期間等については、選挙特設ホームページ(<https://www.saitama-senkyo.com/>)をご参照いただくか、表面に記載のある区選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票日の3日前ごろから前日までの期間は、期日前投票所が大変混雑する傾向があります。特に投票日に悪天候が予想されるなどの場合は、さらに混雑することが予想されます。期日前投票を予定している方は、お早めに投票してください。

●お近くの市区町村選挙管理委員会で不在者投票をする方法

同封の『**投票所整理券**』裏面に記載された方法で投票してください。なお、**この場合は、投票用紙等の郵送に相当の日数がかかりますので、至急、請求してください。**

(※) 投票日当日に投票をする場合は、別途確認申請書の記入が必要になりますので、投票所で申し出てください。また、期日前投票をする場合は、『**投票所整理券**』裏面の宣誓書が確認申請書を兼ねていますので、こちらをお持ちください。(いずれの場合も、確認のためのお時間がかかります。)

選挙のお知らせ再交付宛名B版(裏面)

投票の方法

次のうち、いずれかの方法で投票することができます。ただし、**新住所地の選挙人名簿に登録された場合又は埼玉県外に住所移転された場合は投票できません。**

●投票日当日に投票をする方法

同封の『選挙のお知らせ』をお持ちの上、**4月〇日(日)午前7時から午後8時までの間に**、該当するさいたま市の投票所(同封の『選挙のお知らせ』に記載)にお越しいただき、**引き続き埼玉県内に住所を有することの確認(※)**を受けるか、又はいずれかの市区町村長が発行する『引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書』を提示して投票してください。

【投票日当日に投票所へ行けない方】

●名簿登録されているさいたま市の区役所などで期日前投票をする方法

同封の『選挙のお知らせ』をお持ちの上、該当する区役所などの期日前投票所にお越しいただき、**引き続き埼玉県内に住所を有することの確認(※)**を受けるか、又はいずれかの市区町村長が発行する『引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書』を提示して投票してください。なお、期間等については、選挙特設ホームページ(<https://www.saitama-senkyo.com/>)をご参照いただくか、表面に記載のある区選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票日の3日前ごろから前日までの期間は、期日前投票所が大変混雑する傾向があります。特に投票日に悪天候が予想されるなどの場合は、さらに混雑することが予想されます。期日前投票を予定している方は、お早めに投票してください。

●お近くの市区町村選挙管理委員会で不在者投票をする方法

同封の『選挙のお知らせ』裏面に記載された方法で投票してください。なお、**この場合は、投票用紙等の郵送に相当の日数がかかりますので、至急、請求してください。**

(※) 投票日当日に投票をする場合は、別途確認申請書の記入が必要になりますので、投票所で申し出てください。また、期日前投票をする場合は、『選挙のお知らせ』裏面の宣誓書が確認申請書を兼ねていますので、こちらをお持ちください。(いずれの場合も、確認のためのお時間がかかります。)

選挙のお知らせ再交付(表面)

選挙のお知らせ (NN区)

西から岩槻を
差し込み

投票所にお越しになる場合は、この『選挙のお知らせ』をお持ちください。

投票区	-	頁	-	行
XXXXXX	-	XXXXXX	-	XX

受付 名簿対照			投票用紙 交付	県
------------	--	--	------------	---

投票日当日に投票所へ行くことができない方は・・・
投票日の前に期日前投票や不在者投票をすることができます。
詳しくは、裏面及び表紙裏面の『投票の方法』をご覧ください。

※ この『選挙のお知らせ』は、令和9年〇月〇日現在で調製し、発送しています。

埼玉県議会議員一般選挙 (N 区)

投票日 令和9年4月〇日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで
所在地
投票所

別添地図をご参照ください。

投票所地図の差し込みは行わない。

※ 投票日当日は、こちらの投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。

選挙のお知らせ再交付(裏面)

お近くの市区町村選挙管理委員会でする不在者投票の方法

お近くの市区町村選挙管理委員会でする不在者投票をする場合は、次の要領に従って投票してください。この場合、**投票用紙等の郵送に相当の日数がかかりますので、至急、区選挙管理委員会へ「郵便」又は「電子申請を利用したオンライン請求」のいずれかの方法により、投票用紙等の請求手続きをしてください。**オンライン請求の詳細は、選挙特設ホームページ(<https://www.saitama-senkyo.com/>)でご確認ください。

なお、**新住所地の選挙人名簿に登録された場合又は埼玉県外へ住所移転された方はさいたま市では投票できません。**

郵便の場合は、右記の宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入し、不在者投票請求先のさいたま市の区選挙管理委員会へ送付してください。オンライン請求の場合は、選挙特設ホームページをご覧ください。



引き続き埼玉県内に住所を有することが確認できたら、請求に基づき、現在のお住まいへ投票用紙等を送付します。



「不在者投票場所」や「投票できる日時」をご確認のうえ、届いた投票用紙等を持って、お近くの市区町村選挙管理委員会でする不在者投票を行ってください。



投票した市区町村の選挙管理委員会から、さいたま市の区選挙管理委員会へ投票用紙等が送付されます。

宣誓書(兼請求書)

私は、令和9年〇月〇日執行の埼玉県議会議員一般選挙の当日、以下の事由に該当する見込みであることを公職選挙法施行令第49条の8(第52条)の規定により宣誓します。(併せて投票用紙等の交付を請求します。)(併せて引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を申請します。)

西から岩槻を

(宛先) さいたま市〇〇区選挙管理委員会委員長
さいたま市〇〇区期日前投票所投票管理者

令和8年 月 日

(ふりがな)	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現 住 所 (現在お住まいの所)	〒 _____ _____ _____
連絡先電話番号	— —
不在者(期日前)投票事由	・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事 ・用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在 ・疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は 刑事施設等に収容 ・さいたま市内の他区又は埼玉県内の他市町村へ住所移転 ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難
さいたま市での住所	さいたま市

～選挙に関する大切なお知らせ～

同封している「投票所整理券」又は「選挙のお知らせ」と併せてご確認ください。

選挙特設ホームページをご覧ください

「投票所整理券」又は「選挙のお知らせ」に記載していない「選挙に関する情報」も順次掲載していきます。

＜主な掲載内容＞

- ・ 災害等発生時の期日前投票所や当日投票所の開設状況

- ・ 立候補者情報

（埼玉県議会議員一般選挙については、埼玉県選挙管理委員会、さいたま市議会議員一般選挙については、さいたま市選挙管理委員会のホームページにリンクします。）

- ・ さいたま市の投票環境向上のための取組

- ・ 投票所の早見表

※「住所」で、該当の投票所を確認できます。

- ・ 期日前投票、不在者投票の方法

※不在者投票をご希望の方は、投票用紙等の郵送に相当の日数がかかりますので、至急、区選挙管理委員会にご連絡ください。

- ・ 投票速報、開票速報



さいたま市
選挙キャラクター

ホームページアドレス：<https://www.saitama-senkyo.com/>



選挙特設ホームページは
こちらから

期日前投票のご案内

投票日に投票所に行くことができない方は、期日前投票を行うことができます。

同封の「投票所整理券」裏面又は「選挙のお知らせ」裏面の宣誓書（兼請求書）に必要事項をご記入の上、期日前投票所にお持ちください。お持ちいただかなかった場合でも、期日前投票所に備え付けの宣誓書（兼請求書）に必要事項をご記入いただき、選挙人名簿の登録が確認できれば、投票することができますので、係員にお申し出ください。

※投票日に18歳を迎える方の期日前投票

投票日には18歳を迎える方で、期日前投票をする日現在17歳の方は、不在者投票をするようになります。その場合は、区の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳しくは、区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票はお早めに

投票日の3日前頃から前日までの期間は、期日前投票所が大変混雑する傾向があります。特に投票日に悪天候が予想されるなどの場合は、さらに混雑することが予想されます。

期日前投票を予定している方は、お早めに投票してください。

◆投票所が変更されている場合がありますので、「投票所整理券」又は「選挙のお知らせ」で投票所をご確認ください。

選挙公報・審査公報を配布します

候補者の経歴や政見などが掲載された選挙公報を、さいたま市内の各家庭に配布します。また、さいたま市内の公共施設等（区役所、支所、市民の窓口、公民館、図書館、期日前投票所等）にも備え付けます。
※選挙特設ホームページでもご覧になれます（埼玉県議会議員一般選挙については、埼玉県選挙管理委員会、さいたま市議会議員一般選挙については、さいたま市選挙管理委員会のホームページにリンクします。）。

バリアフリー対応

- ・投票所内の段差は、スロープ等を設置するなど、段差解消に努めています。
- ・投票所では、車いす、ルーペ、老眼鏡、杖置き、筆談用のスケッチブック等の用紙、点字器、投票支援カード、投票用紙記入補助具（サインガイド）、コミュニケーションボード等を設置します。必要な方は係員にお申し出ください。
- ・介助等が必要な方には、投票所の係員が支援します。事前に投票支援カードに必要な内容を記載の上、提示いただくとより円滑に支援が行えます。



投票支援カードはこちらから
ダウンロードしてください。

QRコードを作成し挿入する
<https://www.city.saitama.lg.jp/006/009/012/p116759.html>

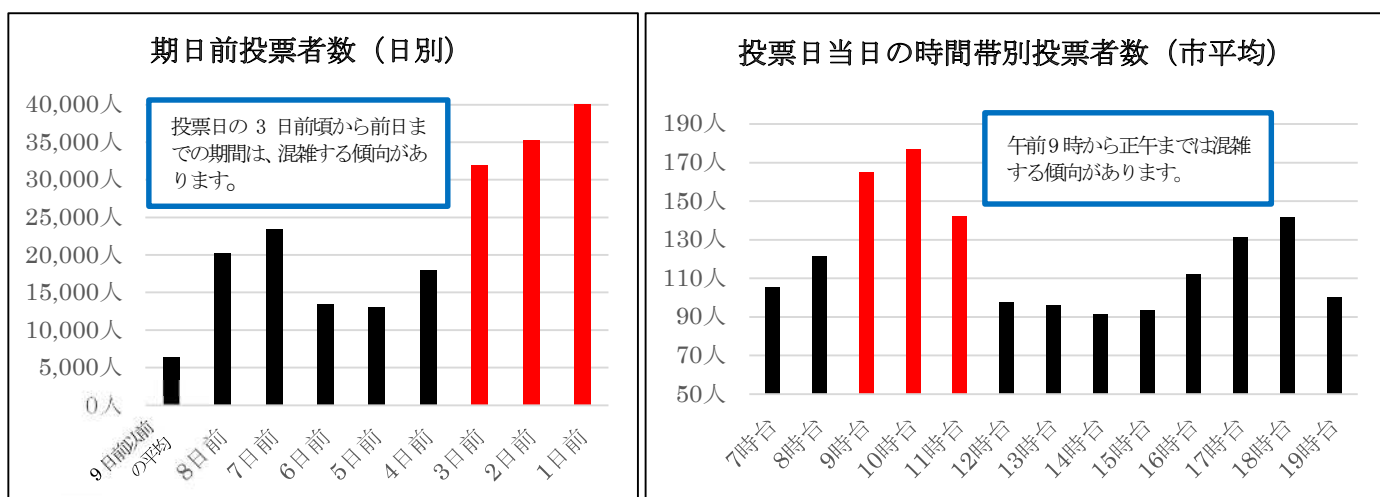
選挙人以外でも投票所に入場できます

- ・「選挙人に同伴する18歳未満の方」、「選挙人の介助等を行う方」については、投票する人と一緒に投票所に入場することができます。これらの方が同伴して投票所に入場される際には係員にお申し出ください。

混雑を避けた投票にご協力ください

- ・下表は令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の混雑状況です。
- ・投票日の3日前頃から前日までの期間は、期日前投票所が大変混雑する傾向があることから、期日前投票を予定している方は、お早めに投票してください。
- ・**投票日当日は午前9時から正午までは混雑する傾向**があるため、混雑時間を避けた投票をご検討ください。

【参考】令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙における混雑状況について



入場券データ設計書（標準レイアウト）				作成日	令和6年2月
				作成者	
システム名		名簿管理サブユニット			変更者
文字コード		Unicode UTF-8（BOM有）			
文字フォント		行政事務標準当用明朝フォント			
ファイル形式		CSVファイル			
ファイルの種類（名前）		市内： ticket1.csv			
		転出者あて： ticket2.csv			
		二重登録者：			
		別送者：			

データ連携レイアウト（ticket.org）

No	区分	内部設定	型(MAX桁)	内容	例
	ヘッダー	U-U8:ticket1.txt		文字コード、ファイル名	
1	宛名・個人の情報	01TC:015:d_setai :::	X(15)	世帯番号（印刷時名寄せ用）	0000000001
2	↑	02C7:008: :::	X(8)	宛名郵便番号	211-0035
3	↑	03C8:050: :::	N(50)	宛名住所1	中原区井田1番1号
4	↑	04C9:050: :::	N(50)	宛名住所2	〇〇マンション101
5	↑	05TK:050:d_kanji :::	N(50)	漢字氏名（裏面でも使用）	武蔵 太郎
6	↑	06C2:020: :::	X(20)	カスタマーコード	21100351-1-101
7	↑	07TC:014:d_ticket :::	X(14)	入場券番号	1-000004-01/01
8	↑	08C3:030: :::	X(30)	バーコード	000010010000101202304231413081
9	↑	09CM:024: :::	X(24)	投票区+頁+行 各区切りに「半角スペース、ハイフン、半角スペース」を挿入する	簿冊なし：12345 - 12345 - 12
10	↑	10CX:001: :::	X(1)	性別	*（編集可）
11	問い合わせ先①	11J1:020:0 :::	N(20)	自治体名 1つ目	〇〇市〇〇区
12	↑	12J1:020:1 :::	N(20)	選管名 1つ目	選挙管理委員会
13	↑	13j1:008:2 :::	X(8)	郵便番号 1つ目	123-4567
14	↑	14J1:020:3 :::	N(20)	住所 1つ目	〇〇1丁目1番1号
15	↑	15j1:020:4 :::	X(20)	電話番号 1つ目	(123)4567
16	問い合わせ先②	16J2:020:0 :::	N(20)	自治体名 2つ目	
17	↑	17J2:020:1 :::	N(20)	選管名 2つ目	
18	↑	18j2:008:2 :::	X(8)	郵便番号 2つ目	
19	↑	19J2:020:3 :::	N(20)	住所 2つ目	
20	↑	20j2:020:4 :::	X(20)	電話番号 2つ目	
21	共通	21ZK:015:投票所入場券:::	N(15)	タイトル	
22	↑	22sM:025: :::	N(25)	選挙名	〇〇市議会議員選挙
23	↑	23TX:011:d_Tday :::	N(11)	投票日	令和9年9月9日
24	↑	24tJ:011: :::	N(11)	投票時刻	午前9時～午後9時
25	↑	25ZK:025: :::	N(25)	投票日時 2行目	任意
26	↑	26tN:025: :::	N(25)	投票所建物名 1行目	〇〇〇〇小学校
27	↑	27tA:030: :::	N(30)	投票所住所 2行目	〇〇1丁目1番1号
28	↑	28ZK:030:地図欄1 :::	N(30)	地図無しの場合の地図欄の任意記載 1	
29	↑	29ZK:030:地図欄2 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 2	
30	↑	30ZK:030:地図欄3 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 3	
31	↑	31ZK:030:地図欄4 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 4	
32	↑	32ZK:030:地図欄5 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 5	
33	↑	33ZK:030:地図欄6 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 6	
34	↑	34ZK:030:地図欄7 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 7	
35	↑	35ZK:030:地図欄8 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 8	
36	↑	36ZK:030:地図欄9 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 9	
37	↑	37ZK:030:地図欄10 :::	〃	地図無しの場合の地図欄の任意記載 10	
38	↑	38sR:018: :::	N(18)	選挙略称（2文字x9選挙）	衆小衆比国審
39	↑	39ZK:030:連絡1 :::	N(30)	連絡事項欄の任意記載 1	
40	↑	40ZK:030:連絡2 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 2	
41	↑	41ZK:030:連絡3 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 3	
42	↑	42ZK:030:連絡4 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 4	
43	↑	43ZK:030:連絡5 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 5	
44	↑	44ZK:030:連絡6 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 6	
45	↑	45ZK:030:連絡7 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 7	
46	↑	46ZK:030:連絡8 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 8	
47	↑	47ZK:030:連絡9 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 9	
48	↑	48ZK:030:連絡10 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 10	
49	↑	49ZK:030:連絡11 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 11	
50	↑	50ZK:030:連絡12 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 12	
51	↑	51ZK:030:連絡13 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 13	
52	↑	52ZK:030:連絡14 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 14	
53	↑	53ZK:030:連絡15 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 15	
54	↑	54ZK:030:連絡16 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 16	
55	↑	55ZK:030:連絡17 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 17	
56	↑	56ZK:030:連絡18 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 18	
57	↑	57ZK:030:連絡19 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 19	

58	↑	58ZK:030:連絡 2 0 :::	〃	連絡事項欄の任意記載 2 0	
59	裏面で使用	59TK:050:d_kana :::	N(50)	カナ氏名	ムサシ タロウ
60	↑	60TC:008:d_bday :::	9(8)	生年月日	yyyyMMdd
61	↑	61TK:050:d_G_ad1 :::	N(50)	住所1 (宣誓書用住所)	武蔵市中原区井田 1 番 1 号
62	↑	62TK:050:d_G_ad2 :::	N(50)	住所2 (宣誓書用住所)	〇〇マンション 1 0 1
63	↑	63ZK:030:裏面任意記入欄 1 行目 :::	N(30)	裏面 任意記入欄 1 行目	
64	↑	64ZK:030:裏面任意記入欄 2 行目 :::	N(30)	〃 2 行目	

●バーコード

投票区(5)+簿冊(3)+頁(5)+行(2)+執行日(8)+団体(6)+区分CD(1)

区分CD : 一般選挙="1"、国民投票="2"

●入場券番号

例) 1-000004-01/01 以下は記号区切り間の数値部分の説明を記載します

No	科目	桁	説明
1	ファイル区分	1	1:市内、2:転出者あて、3:二重登録者、4～9:別送
2	通数連番	6	ファイル区分毎にカウントするが、区分内で山分けする際は 連番とする。
3	通数内順位	2	
4	通数内総数	2	1 通内の最大封入枚数は 設定可

※ 1 世帯で 2 通以上になる場合、No.4は初期化され 2 通目の総数になります。

例) 7 名世帯の場合 1通目 : 1/5、2/5、3/5、4/5、5/5 2通目 : 1/2、2/2